

入札公告

条件付き一般競争入札を行うにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の6の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和7年(2025年)7月18日

下関市長 前田 晋太郎

1 入札に付する事項

(1) 件名

下関市防災危機管理課電子複写機賃貸借

(2) 契約期間

契約締結の日から令和12年9月30日まで

(3) 履行期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

(4) 長期継続契約

本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約であるため、翌年度以降、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することができるものとする。

(5) 設置台数及び場所

台数 1台

場所 下関市役所本庁舎西棟5階 防災危機管理課執務室内

(6) 機器の仕様等

別添「仕様書」のとおり

2 入札参加条件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に

該当しないこと。

- (2) 審査基準日において、下関市の物品・役務競争入札参加有資格者名簿「貸借（リース）」の「複写機」に登録があり、地域区分が「市内」、「準市内1」もしくは「準市内2」であること。
- (3) この公告の日から本業務の入札の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、下関市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 契約条項を示す場所

下関市総務部防災危機管理課（下関市南部町1番1号 市役所本庁舎西棟5階）及び下関市ホームページ

4 入札参加手続等

(1) 入札参加資格確認申請方法

「入札参加資格確認申請書」（様式1）を郵送（書留郵便物に限る。）又は持参し、提出すること。

提出期限 令和7年7月28日（月） 17時【必着】

提出先 〒750-8521

下関市南部町1番1号 市役所本庁舎西棟5階

下関市総務部防災危機管理課

(2) 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和7年8月1日（金）17時までに「入札参加資格確認通知書」によりメールにて通知する。

5 入札に関する質問

- (1) 本入札に関する質問は、任意書式でメールによること。
- (2) 質問の期限は、令和7年7月23日（水） 15時までとする。
- (3) 質問の回答は、質問提出者のみにメールにて回答する。
- (4) 問い合わせ先 下関市総務部防災危機管理課

メール skbousai@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

6 入札方法

- (1) 各者において設定するモノクロ1枚あたりの単価及びカラー1枚あたりの単価を根拠とし、仕様書にて提示する使用予定枚数に基づき算出した5年間の金額の総価により行う。ただし、契約は入札金額の積算に用いたモノクロ1枚あたりの単価及びカラー1枚あたりの単価によるものとする。
- (2) 入札書（様式2）を下記7に掲げる入札日時及び場所に持参すること。
なお、郵便による入札は認めない。また、入札額は、消費税を含まない総額を記入すること。

7 入札（開札）日時及び場所

- (1) 入札（開札）日時 令和7年8月7日（木） 10時00分
- (2) 入札（開札）場所 下関市南部町1番1号
本庁舎西棟4階 401ミーティングルーム

8 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、別途通知する。

9 落札者の決定

最も低い金額を入札した者を落札者とする。

10 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち入札参加資格が無いと認められた者は、

「入札参加資格確認通知書」を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を総務部防災危機管理課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。

- (2) (1) に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札及び関係法令等に違反した入札は無効とする。なお、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式3）を入札時まで提出すること。
- (4) 入札参加者が開札日までに入札参加資格を満たさなくなったとき、その者のした入札は無効とする。
- (5) 次に掲げるもののいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ア 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの。
 - イ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの。
 - ウ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの。
 - エ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの。
 - オ 同一人が同一事項に対して2通以上したもの。
 - カ 虚偽の申請を行った者のしたもの。
 - キ 金額を訂正した入札書によるもの。
- (6) 入札において、事故が起きたとき、又は不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (7) 落札者が、契約までに入札参加資格を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (8) 入札参加資格確認申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。
- (9) 入札契約に関する書類を記入するときは、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（いわゆる消せるボールペン等）を使用しないこと。